

インサイダー取引～被害者なき罪の実態（その1）

インサイダー取引（内部者取引）とは、上場会社の会社関係者 1・関係者から情報を受け取った人たちが、その会社の株価に重要な影響を与える重要事実を知って、その重要事実が公表される前に有価証券の売買を行い、利益を得ることをいいます。

ここでいう重要事実とは、以下のものを指します。

上場会社の決定事実...合併、提携、新技術に関わる事項など

上場会社の発生事実...災害に関する損害、訴訟の提起、手形の不渡りなど

上場会社の決算情報...業績予想の大幅修正

～ の他、投資者の投資判断に著しい影響を与えるもの

子会社に関わる情報であっても、グループ全体の経営に影響を及ぼすもの

インサイダー取引は公正な市場取引を損なう行為であり、この不公正な取引を未然に防ぐため、証券会社で口座を開く際には内部者 2であることを登録することが義務付けられています。

もしインサイダー取引に違反した場合、個人には3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金（両方科せられる場合もある）、法人には3億円以下の罰金が科せられます。

1 会社関係者

...上場会社等の役員・社員・パートタイマー・アルバイト、議決権の3%以上を保有する株主、許認可等の権限を有する公務員、取引先、会計監査を行う公認会計士、増資の際の引受会社、顧問弁護士など。

2 証券会社での登録を義務付けられている内部者

...発行会社の役員・配偶者・二親等以内の血族、発行会社の主要株主(10%以上の議決権を保有)、議決権の3%以上を保有する株主、適格機関投資家、発行会社の関係会社、発行会社の幹部社員、発行会社の親会社の役員・幹部社員、発行会社の子会社の役員・幹部社員など。

参考：カブドットコム証券 <http://www.kabu.com/service/rule22.asp>